

令和6年 第2回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月26日(月) 9:00 ~ 10:30

2 開催場所 役場 第3会議室

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也	2番 藤村 秀久
3番 玉野 公和	4番 國副 八重子
5番 上村 太一	

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 協議

議案第2号 非農地証明願いについて(国直地区)

議案第3号 非農地証明願いについて(国直地区)

議案第4号 非農地判断について(国直地区)

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(思勝・大和浜地区)

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用
集積計画(案)に対する意見について

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 福本 新平
農地主事 菊地 諒
臨時職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは4番 國副委員、5番 上村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしくお願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	前回の第1回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明願（国直地区）及び議案第3号 非農地証明願（国直地区）及び議案第4号 非農地判断（国直地区）の申請について関連しておりますので一括して内容説明を事務局から行い、審議及び審査に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。
事務局	それでは、事務局より内容説明をお願いします。 (議案第2号から議案第4号について内容説明) 議案第2号につきまして、非農地証明願の申請が令和6年1月15日付けで申請、令和6年1月18日付けで受付しております。願出人が〇〇〇〇（鹿児島市在住）、代理人で一括申請している〇〇〇〇（大阪府在住）です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字国直小字〇〇〇〇。大和村大字国直小字〇〇〇〇。地目は登記簿で共に畑で、広さは〇〇〇〇㎡です。 議案第3号につきまして、非農地証明願の申請が令和6年1月15日付けで申請、令和6年1月18日付けで受付しております。願出人が〇〇〇〇（東京都在住）、代理人で一括申請している〇〇〇〇（大阪府在住）です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字国直小字〇〇〇〇（田）、国直小字〇〇〇〇（田）、国直小字〇〇〇〇（畑）、国直小字〇〇〇〇（畑）。現況地目は原野。広さは〇〇〇〇㎡です。 議案第4号につきまして、非農地判断について（国直地区）です。大和村大字国直小字内の18筆で、計〇〇〇〇㎡です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字国直小字〇〇〇〇。広さは計〇〇〇〇㎡です。
議長	議案第2号から議案第4号について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
委員	それぞれ名義人は、親族なのか。
事務局	はい。
議長	それでは議案第2号から議案第4号までの非農地判断の許可について原案のとおり承認

	することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第2号から議案第4号までの非農地判断の許可について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第5号 農地法第3第1項の規定による許可申請について提案をいたします。議案第5号の内容説明を事務局から、調査報告を上村委員、藤村委員からお願いいたします。
事務局	(議案第5号について内容説明) 議案第5号につきまして、農地法第3第1項の規定による許可申請が令和6年2月13日に申請、同日受付しております。譲渡人が〇〇〇〇(福岡市在住)、譲受人が大和村で所有権の移転です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字思勝字〇〇〇〇、思勝字〇〇〇〇、大和浜字〇〇〇〇、大和浜字〇〇〇〇。地目は登記簿が畑で、現況は原野です。広さは〇〇〇〇㎡です。大和村の所有になるが、他山林等を含めた一括での購入をする流れです。今後、有効活用していく。
委員	役場が農地を購入することは、理由がないとできないと思いますが、今回は、一括で購入することしかできず理由は致し方ないと思いますので、今後有効活用してください。 また、今後役場に手放したい農地や相続に困った農地を売りに来る方がいないように注意してください。また個人に売買する際は、公平に対応するようにお願いします。
事務局	税金を使っているので村民に公平に還元できるようにまた有効利用できるように検討していきます。
議長	それでは議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
委員	2重の売買にならないように確認してください。
議長	それでは議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用集積計画(案)に対する意見について提案をいたします。議案第6号の内容説明を事務局からお願いします。 (議案第6号について内容説明) 議案第6号につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用集積計画(案)に対する意見についてですが、〇〇〇〇地区で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが中間管理機構を利用して売買を行う予定で農地利用集積計画(案)を作成しましたので提案します。
議長	それでは議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利

